

福岡市からのお知らせ

マンション管理計画認定制度について

お住まいのマンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、市から「適正な管理計画をもつマンション」として、認定を受けることができます。（5年間有効）
＜認定の申請には、管理組合集会（総会）での決議が必要となります。＞

■受付開始日 令和4年7月1日より

■申請の方法

申請方法① 市に直接申請する

申請方法② (公財) マンション管理センターが実施する事前確認[*]を受けただうえで市に申請する

*詳細は、(公財) マンション管理センターのホームページ等をご覧ください。

■手数料

●認定申請または更新

	申請方法①	申請方法②
長期修繕計画が1つの場合	23,500円	3,500円
長期修繕計画が2つ以上の場合の1計画当たりの加算額	11,500円	1,500円

*申請方法②：マンション管理センターへ別途、手数料が必要

●変更の申請

	変更が1つの場合	変更が2つ以上の場合の1つあたりの加算額
管理組合の運営	4,300円	2,000円
管理規約	3,600円	2,000円
管理組合の経理	4,200円	2,200円
長期修繕計画の作成及び見直し等	8,700円	3,900円
その他	2,700円	1,400円

*事前確認は不可(申請方法①のみ)

*変更する審査区分に応じて手数料が必要となります。

■認定基準

以下5つの区分による計18項目

- 1 管理組合の運営
- 2 管理規約
- 3 管理組合の経理
- 4 長期修繕計画の作成及び見直し等
- 5 その他(市独自基準：「防災計画の作成や防災訓練等、防災にけた取組みを実施していること」を含む)

■認定取得のメリット

マンション管理組合の

- 管理意識の向上
- 資産価値の向上 に繋がります。

●(独)住宅金融支援機構の制度優遇措置を受けることができる

マンションを取得する際の『フラット35』の借入金利を当初5年間、年0.25%引下げ

『マンション共用部分リフォーム融資制度』の借入金利を年0.2%引下げ(R4.10の申込受付分より)

『マンションすまい・債』の利率上乘せ(R5年度募集分より。利率上乘せ幅は、各年度募集分の利率決定時に決定)

管理計画認定制度に関する支援制度

●マンション管理計画認定申請促進事業補助金(新規)

管理計画認定申請にかかる経費を補助します！

補助の対象となる経費	①認定申請に向けた管理組合での合意形成に要する経費		
	②管理計画認定申請書の作成等に要する経費		
補助限度額	55,000円	補助率	1/2

●マンションライフサイクルシミュレーション相談(新規)

平均的な大規模修繕工事費用や、修繕積立金の負担額の試算等を対面で行うことができます！【(独)住宅金融支援機構職員が対応】

●その他管理組合支援制度等

●マンション再生検討促進事業補助金(新規)

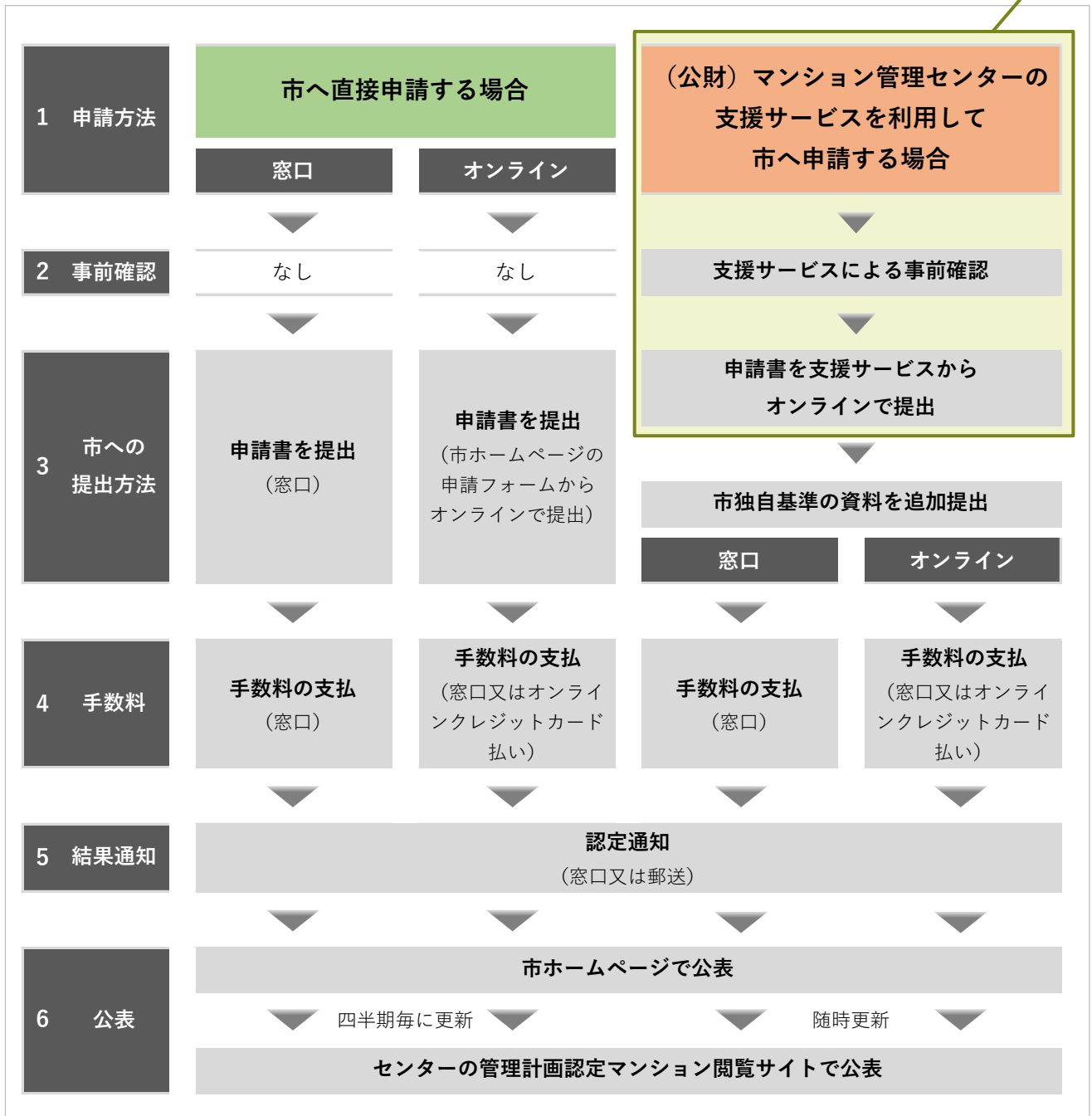
初期段階の調査や検討費用を補助します！

【補助限度額30万円、補助率1/2】

- マンション管理士派遣制度
- マンション管理規約適正性診断
- 高経年マンション運営支援事業
- マンション管理特別相談(毎月第1・3木曜日福岡市住宅相談コーナー)
- マンション管理基礎セミナー・無料相談会

■申請方法ごとの手続きの流れ

※1



※1 詳細は (公財) マンション管理センター のホームページ等をご覧ください。

(公益財団法人マンション管理センターホームページ URL)
<https://www.mankan.or.jp/>



管理計画認定申請窓口・本チラシに関するお問い合わせ先

福岡市 住宅都市局 住宅部 住宅計画課
 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1
 ●TEL : 711-4598 ●FAX : 733-5589
 ●E-mail : m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp

【福岡市ホームページ】
https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/soudan/kanri_nintei.html

福岡市 マンション管理計画認定制度 検索

